

第46回公害紛争処理連絡協議会から

公害等調整委員会では、公害紛争処理制度の円滑な運営を図るため、都道府県公害審査会会長等との情報・意見交換等の場として、「公害紛争処理連絡協議会」を毎年開催しています。今年度は、平成28年6月2日に、各都道府県公害審査会会長をはじめ91名の参加を得て、「第46回公害紛争処理連絡協議会」を中央合同庁舎第4号館220会議室で開催しました。本協議会での情報交換等の内容をご紹介しますため、富越和厚公害等調整委員会委員長による開会のあいさつ、飯島信也公害等調整委員会事務局長による全国の公害紛争処理の概況報告等、小野保博山形県環境エネルギー一部水大気環境課長、岩崎好陽前公益社団法人におい・かおり環境協会会長及び遠山敦士公害等調整委員会審査官の講演の内容を加筆修正の上、掲載します。

公害等調整委員会委員長あいさつ

公害等調整委員会委員長 富越 和厚

本日はお忙しい中、遠路、公害紛争処理連絡協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、この場を借りまして、熊本地震で被害に遭われた皆様に心よりお見舞いの気持ちを申し上げたいと思います。

本題に入りますが、昨年度、都道府県公害審査会等においては87件の事件が係属し、43件が終結し、そのうち16件の調停が成立いたしました。皆様におかれましては、これら紛争処理などの対応にご尽力いただき、改めて敬意を表しているところであります。

ところで、最近の公害紛争の状況は、かつて深刻であった産業型公害から都市型・生活型紛争へと変化し、また、騒音による近隣紛争など、身近な生活に関係する紛争の増加傾向が見られます。公害紛争処理制度もその時代に即した柔軟な対応が求められているところであります。

このような公害紛争処理制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、一昨年から昨年にかけて、公害等調整委員会において「公害紛争処理制度に関する懇談会」を開催し、有識者の方々に活発な御議論をしていただきました。その成果の一部として、今年1月から裁定委員会が認めた場合に、一定の書類等について電子メールを活用し提出できるようにするなど、制度の利便性の向上を図っているところであります。

本年で第46回目となる本協議会は、ご案内のとおり、公害紛争処理をめぐる様々な論点について情報・意見の交換を行い、制度の円滑な運営に資することを目的としております。

本日は、まず初めに、山形県環境エネルギー一部水大気環境課の小野保博課長より、山形

県の公害紛争処理の現状と昨年10月に成立しました養豚事業場からの悪臭防止対策請求事件についてのご講演をいただき、次に公益社団法人におい・かおり環境協会の会長でいらっしゃる岩崎好陽様より、悪臭公害の特徴と問題点についてのご講演をいただきます。最後に、当委員会審査官の遠山より、裁定手続について講演させていただきます。各講演の後、意見交換の時間も設けておりますので、是非この機会に皆様方からたくさんのご意見を賜りたいと考えております。

なお、皆様方が調停事件処理にご苦労していることは、本日の協議問題からも十分にうかがえるところですが、「被害があるけれども因果関係の証拠が不十分であるため話ができない」とか「専門的調査を要するため調停が難しい」など、原因裁定あるいは責任裁定による紛争が望ましいものについては、紛争当事者に公害等調整委員会における裁定手続の利用を示唆していただくこともご検討いただければと存じます。さらに、皆様方の公害審査会等の会議の際に、必要があれば、当委員会から講師を派遣させていただくことも考えております。

このように、今後とも皆様方と緊密な連絡を図って、公害紛争の解決機運を高めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

最後になりますが、今回の連絡協議会が皆様方と私ども双方にとって有意義なものになることを期待しております。